

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
特定非営利活動促進法	市民は所轄庁において、特定非営利活動法人から提出された役員名簿等を閲覧請求することができる。	c		特定非営利活動促進法においては、特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの趣旨から、広範な情報公開制度が定められている。特定非営利活動法人の理事は法人の業務決定および執行を担う者であり、適正な業務運営を確保する観点から、法人を代表する理事を3人以上おことし、すべての理事について、欠格事由や親族排除の要件を定め、役員報酬に関する制限も課していることである。かかる点を考慮すれば、市民の監視の下で特定非営利活動法人の健全な発展を図るためには、すべての理事の情報を公開することが、必要不可欠であり、提案は応諾し難い。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「登記及び閲覧は、以下のように代表理事のみに限定すれば、個人情報保護法との整合性が保たれます。(1)例えば、私立学校法第37条のように特定非営利活動促進法においても第16条で代表権を有する役員を制限し、登記はその代表権を有する理事長等に限定する。(2)特定非営利活動促進法の第28、29条の役員名簿と社員の住所又は居所の備置き等及び閲覧、提出及び公開(閲覧)については、代表権を有する役員以外は除く、とする。」			特定非営利活動法人は、行政の関与が抑制された認証という手続きで法人格取得が可能であり、また認証されることで一定の税制優遇が与えられることから、法人の公益性や適正な業務運営を確保するために他の法人と比べても広範な情報公開を行うことが求められる。また、特定非営利活動法人は、幅広い市民参加の下でそれらの意思が十分に反映された市民活動を実施することが重要との観点から、全ての社員で構成される社員総会を最高意思決定機関とし、その決定に従い全ての理事が法人の代表者として業務執行を担うことを定めるとともに、全ての理事に対し欠格事由や親族排除の要件を規定し、役員報酬に関する制限を課すことによって適正な業務運営が期待されている。このため、役員のみで構成する理事会を前提として理事長の代表権を定める学校法人とは法人管理や規律に係る根幹の制度設計が異なっており、市民の監視の下で特定非営利活動法人の健全な発展を図るためには全ての理事の情報を公開することが必要不可欠であるため、要望者のご提案は応諾致しかねる。なお、個人情報保護法は必ずしも個人情報の有無の利用まで禁止	203008	内閣府	特定非営利活動促進法などで、代表理事以外の理事の個人情報の登記や閲覧を除外する措置	5110	5110015			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	15	A	特定非営利活動促進法	特定非営利活動促進法第16条で、理事全員に代表権があると定められているために、理事全員の登記、及び認証庁での閲覧により、自宅住所などの個人情報を知ることが可能となっている。登記及び閲覧は代表理事のみに限定すれば、個人情報保護法との整合性が保たれる。	例えば学校法人は2004年の私立学校法改正で法律上必ず理事長を置かなければならない(代表権は寄附行為一定数に特別の定めを置かない限り理事長のみ)ことになったので、住所を登記するのは理事長及びその他代表権を持つこととされた理事だけになった(従来はNPO法人と同様、理事全員の住所が登記事項であった)。この問題に関してはNPO法第16条を改正することが最も近道で、またすっきりした解決方法と思われる。	特定非営利活動促進法29条により、過去3年間の役員の名簿及び住所・居所、各役員についての報酬の有無を記載した名簿について閲覧請求があった場合には所轄庁は拒めない、個人情報保護法の趣旨で、代表理事以外の自宅住所は非開示可能とすべきである、あるいは事務所の登記・閲覧に限定すべきである。	特定非営利活動促進法、個人情報保護法	
民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		省庁間での統一した対応を願いたい。			国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	203009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府県及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	本年6月に同要望を提出したが、各都府県の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。			
				本要望につきましては、各省に確認をしたところ、現行所管している省庁がございません。要望の業務を所管する部署ができた後に、民間開放が可能であるかの検討を進めていくこととなります。					行政機関、在外公館等の建物内の盗聴探査事業の業務委託	203010	内閣府	行政機関、在外公館等の建物内の盗聴探査事業の業務委託	5120	5120001			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	1	B	行政機関、在外公館等の建物内の盗聴探査事業の業務委託	公的機関の建物内における盗聴探査事業の民間への委託を市場化事業の対象とする。このことにより、恒常的に公的機関建物内の盗聴探査を実施し、情報漏洩による行政サービスの低下を防ぎ、個人情報、機密情報等による被害から市民生活の安全、安心を守ることを要望する。また、国内だけでなく、在外公館や行政機関海外事務所等についても定期的、恒常的な情報セキュリティ点検を実施し、テロや謀報活動に備える。	第3者機関による公共建築物への盗聴探査を恒常的に実施し、盗聴行為によって公益が損なわれることを未然に防止し、安全の安心の行政サービスを実施する。同時に、盗聴探査技術者の資格制度を準公的な資格として認定することを制度化することにより、盗聴探査技術者のレベルを高める。	昨今においては、民間企業において情報セキュリティの重要性が盛んに叫ばれているが、行政機関等の公的な場所においても、情報セキュリティ対応の不備が問題となり、国家機密の漏洩や、個人情報が流出し、行政サービスに支障をきたすケースが多発しつつある。また、公的機関から盗聴によって盗まれた情報が犯罪に使われるケースも発生している。このような状況から大規模な機密事項を守るだけでなく行政サービスの質を高めるためにも不法者から市民生活の安全と安心を守るためにも、この事業の市場化は必要と考える		
				盗聴禁止法案については、内容・施行時期等が未定であり、現時点で該当する所管省庁がないことから、市場化テストの検討対象になっておりません。今後、該当する所管省庁が確定した後、民間開放が可能であるか検討を進めていくこととなります。					性的盗撮禁止法案制定に伴う盗撮探査事業の市場化テスト	203011	内閣府	性的盗撮禁止法案制定に伴う盗撮探査事業の市場化テスト	5120	5120002			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	2	B	性的盗撮禁止法案制定に伴う盗撮探査事業の市場化テスト	現在、盗撮防止法ワーキングチームで策定中の性的盗撮撮影禁止法案の制定を先取りし、公的な場所における盗撮探査の実施を制度化し、定期的なその業務の実施を民間に委託する。	盗撮探査の技術者を民間で養成し、資格試験を行うことによってその資格を公的に認定する。有資格者を有する業者が国家機関を含む公的な場所での、定期的な盗撮探査の実施を委託する。具体的な盗撮探査実施場所としては、駅、公園内のトイレ等、図書館、公民館等の盗撮行為が予測される場所、行政サービス機関内におけるトイレ、更衣室等などが考えられる。それらの場所での定期的な盗撮探査の実施を行う。	盗聴防止法案が準備されている背景として、IT機器の進歩により、盗撮用の機器が安価で誰でも手軽に入る状況になっていることである。その結果、近年盗撮による被害が頻発するようになった。また、盗撮された映像が、インターネット等を通じて公開されることも多く、被害が質的にも量的にも拡大している。公的な場所においても盗撮被害が頻発しており、一般への被害もまた拡大している。法案が成立しても、規制だけではなく盗撮に対する具体的な対策が必要であり、そのために盗撮探査を制度化し民間に委託して、対応することを提案する。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要項事項(事項名)	要項主体管理番号	要項事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要項主体名	要項事項番号	要項種別(規制改革)	要項事項(事項名)	具体的要項内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
国家公務員法、国家公務員倫理法等	内閣府では、非行等の未然防止の観点から、職務、倫理に関する研修を随時実施している。また、内閣府職員の行政上の行為の適法性に係る問題については、法令遵守に万全を期す観点から、平成16年2月より、法律の専門家を室長とする法令遵守対応室を設置している。	0	-	すでに、年間を通じて研修を実施している。また、法律の専門家を室長とする法令遵守対応室を設置している。						203012	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつたらの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事発覚が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。			
		0								203013	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえ、多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し、仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと期待する。				
		0								203014	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を踏まえて行なう。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
				(本項目は提案の対象外であるため、回答はありません。)						203015	内閣府	国立図書館の管理運営業務	5134	5134002			民間企業	2	B	国立図書館の管理運営業務	国立国会図書館の機能のうち、特に一般利用者向けサービスは国民の知的活動を高めるため、きめ細やかなサービスが求められる。効率的な運営や利便性の向上、顧客満足の向上などサービスにおいては民間企業の蓄積に一日の長があることは周知であり、各種業務の一層の民間開放を求めたい。	(1)一般管理(2)一般利用者へのサービス業務	地方自治体においては「指定管理者制度」の導入により、十分とは言えないものの、民間企業にも図書館運営事業参加の門戸が開かれ、民間企業や団体が管理運営の実績を着々と積んでいる。地方自治体で既存団体と民間企業が競合・連携する事例がすでにいくつも誕生している以上、国立図書館においても官民競争入札あるいは官民協働を行わない理由はないと考える。			市場化テスト導入の際の均一化措置としては第三者機関による公正・公開な審査、開示すべき情報として館別の収支および財務状況、が挙げられます。

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
				特別会計改革及び総人件費改革に当たっては、「行政改革の重要方針」に基づき、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図る。						203016	内閣府	構想日本が地方自治体で実施した「事業仕分け」を、国の事務・事業を対象に行い、官業開放を推進すべき	5136	5136015			(社)日本ニュービジネス協議会連合会	15	B	構想日本が地方自治体で実施した「事業仕分け」を、国の事務・事業を対象に行い、官業開放を推進すべき	構想日本が平成14年2月から12自治体で実施した「事業仕分け」作業は、自治体の事務・事業の要不要を洗い出し、自治体行政と官業開放の両面で大きな成果を挙げた。日本ニュービジネス協議会は、構想日本の「事業仕分け」作業に、民間経営の視点から協力してきた。こうした活動を高く評価された小泉首相は、与党(自・公・明)主導で「事業仕分け」を導入するよう指示した。現在、内閣府で市場化テスト法案の企画・立案が行われているが、同法制定と併せて国の事務・事業を対象とする「事業仕分け」を速やかに導入すべきである。	国の事務・事業を対象とする仕分け作業に、経営者や公認会計士などが参加することにより、民間経営の視点から公務の要不要を点検し、税金の無駄遣いをなく、さらに、「民間ができることは民間へ」の政府方針を徹底させ、官業開放を推進することができる。	なし		自治体を対象とした「事業仕分け」作業の実施状況と、その成果について、内閣府が構想日本や対象自治体からヒアリングを行うことを検討すべきである	
		b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)では、市場化テストの検討対象は、国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局)に加え、独立行政法人等を含む、以下同じ。)及び地方公共団体の全ての事業とされているところがあります。また、その後に出された提言である、「小さく(効率的な政府)の実現に向けて-公共サービス効率化法(市場化テスト法)案の骨子等-」(平成17年9月27日規制改革・民間開放推進会議)においても、上記の閣議決定を踏まえて市場化テスト法の対象事業については、想定される公共サービスすべて(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等が実施するすべての事業)とされています。このため、内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨を踏まえて、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、現在関係各府庁及び内閣法制局等との協議を行い、法制化に向けての準備を行っております。						203018	内閣府	市場化テストの実施にあたっては、その対象に特殊法人も含めること	5147	5147002			民間企業	2	B	市場化テストの実施にあたっては、その対象に特殊法人も含めること	市場化テスト事業の対象に特殊法人の事業も含めること		市場化テストの実をあげるためには、純粋な「官」の事業のみにとどまらず、行政の強い支配・影響下にある公益法人等の事業もその対象としていくことが不可欠です。かかる公益法人等も市場化テストの対象とすることにより、官主導で密室的に進められていると批判されがちな現在の特殊法人改革や公益法人改革を、より透明で国民に分かりやすい形で実施していくことができるものと期待されます。			
		b		「評価基準は、客観的なもので、その本来の目的にかんがみ、サービスの質・価格等に着目した総合的な基準を適用する。」(規制改革・民間開放推進3か年計画(改定))(平成17年3月25日閣議決定))とされています。また、現在実施中のモデル事業の評価からも「コストと質についての評価の適正化」の重要性とともに、落札者の選定等に際し透明性・中立性・公正性の確保の観点から「中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」の設置」の必要性が指摘されています。このことから、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)の制定にあたっては、官民競争入札の実施に関する事項として、「官民競争入札を実施し、落札者を選定するに当たっては、公共サービスの質及び価格に着目した総合的な評価基準を適用することを原則とする。また透明・中立・公正の確保の観点から、当該公共サービスの所管省庁は、「官民競争入札の実施に関する方針」に従い、「第三者機関」の議を経て、落札者を選定し、公表するものとする。」(「小さく(効率的な政府)の実現に向けて-公共サービス効率化法(市場化テスト法)案の骨子等-」(平成17年9月27日規制改革・民間開放推進会議))とされていることとされています。						203019	内閣府	市場化テストの実施にあたっては提案内容に重きを置いた評価方法を採用し、低価格入札を排除すること	5147	5147003			民間企業	3	B	市場化テストの実施にあたっては提案内容に重きを置いた評価方法を採用し、低価格入札を排除すること	市場化テストの実施にあたっては、総合評価方式の加算方式を採用するなど、提案内容に重きを置いた評価方法を採用すべきである		現行の入札制度では価格が決定的な要素となるため、これまで対象事業の委託を受けてきた公益法人等が極端な低価格で落札することが可能となっており、これは民間事業者の参入意欲を著しく減退させ、市場化テスト事業そのものの効果を失わせる事態を招くもので、市場化テスト本来の目的を達するため、提案の内容に基づいて最も適切な主体が選定される評価方法を採用することが不可欠です。			
		b		「官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う」こととされており、また、「落札者は、定期的な落札条件・契約条件に基づきサービスを提供しているか否か等についてのモニタリングを受ける。落札者が意図する場合には、同様にモニタリングを受けるものとする。また、一定期間後に、再入札を実施する。」こととされています。また、その後「小さく(効率的な政府)の実現に向けて-公共サービス効率化法(市場化テスト法)案の骨子等-」(平成17年9月27日規制改革・民間開放推進会議)においても、「公共サービスの徹底した情報開示とすべての実施プロセスの監視等を行う中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」を内閣府に設置する。」「公共サービスに係る契約期間の終了にあわせて、再入札を実施するものとする。ただし、モニタリング(監督・検査等)の結果等を踏まえ、当該公共サービスを廃止等することが適当と認められる場合は、再入札は要						203020	内閣府	市場化テストの実施にあたり、低入札価格調査の確保と事後チェックの徹底を図ること	5147	5147004			民間企業	4	B	市場化テストの実施にあたり、低入札価格調査の確保と事後チェックの徹底を図ること	市場化テスト事業の基準価格を下回る入札に対する調査の過程・内容・結果等の公表を義務づけ、他の入札参加者による異議申し立てを認める等の方法により選定プロセスの透明性を確保するとともに、当該事業につき適切な履行がなされているか事後チェックを徹底すべきである		現行の低入札価格調査は、調査の内容・結果等の公表が一切行われず、客観性・透明性の面で大きな問題があります。低入札価格調査にあたっては入札主体に入札金額の積算資料を提出させ、積算に根拠がない場合や、そもそも資料が提出できない場合には失格とすべきです。また、本積算資料と判定結果については、少なくとも入札参加者に公表を義務づけ、異議申し立ての機会も保障すべきです。さらに、履行が可能と判断され契約がなされた場合も、履行の状況について継続的・定期的な事後チェックを行う適正な履行を担保すべきであります。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
-	-	b	-	内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨も踏まえつつ、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、現在関係各省庁及び内閣法制局等との協議を行い、法制化に向けての準備を行っております。						203021	内閣府	市場化テスト事業の入札にあたっては、予定価格を事前に公表すること	5147	5147005			民間企業	5	B	市場化テスト事業の入札にあたっては、予定価格を事前に公表すること	会計法令上の特例措置を設けることにより、市場化テスト事業の入札に際し、あらかじめ予定価格を公表すること		会計法令上、公共調達においては、予定価格の制限の範囲内で入札した者でなければ契約の相手方とはできず、且つその予定価格は「封書」として秘密扱いにすることとされています。しかし、入札参加者の側からすれば、上限価格を想定せずにサービス内容を決定することは不可能であり、予定価格の秘匿は、参加者の心理的負担を高めるだけでなく、予定価格を探ろうとする不正行為を誘発するなど、入札の透明性を大きく阻害するものです。すでに地方公共団体では予定価格の事前公表が広がりつつあることから、市場化テストにおいても、会計法令上の特例措置を設け、予定価格を事前に公表できるようにしていただきたいと考えます。		
-	-	b	-	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月26日閣議決定)では、官業に関する情報開示として、「官民間の競争を真に実現するため、市場化テストの対象となる官業について、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る十分な情報を透明化し、公開する。」また、競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備として「官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるよう、透明性・中立性・公平性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う。」こととされております。 同様の点は、「小さくて効率的な政府」の実現に向けて「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案の骨子等」(平成17年9月27日規制改革・民間開放推進会議)においても指摘されており、このため、内閣府(市場化テスト推進室)としては、ご提案の趣旨を踏まえ、市場化テストの平成18年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案(仮称)」を平成17年度中に策定すべく、現在関係各省庁及び内閣法制局等との協議を行い、法制化に向けての準備を行っております。						203022	内閣府	市場化テスト実施に係る情報公開を徹底すること	5147	5147006			民間企業	6	B	市場化テスト実施に係る情報公開を徹底すること	市場化テストの対象となる事業につき、民間からの情報公開請求を受け付ける窓口を設け、正確なコスト開示を行っていくべきである		今般のモデル事業実施にあたり、所轄官庁から示されたフルコストやパフォーマンスにかかる資料は、いずれも所轄官庁が独自で精算・作成したものであり、客観性や正確性に欠けるものでした。これらのデータが、その後のモデル事業の評価にあたって重要な指標となっていくことからしても、より正確かつ詳細なコスト開示が求められるところで、そこで、市場化テストの対象となる事業については、第三者機関が情報開示請求の窓口となり、担当部署に回答を指示・命令できるような仕組みの構築が必要と考えます。		